平成24年９月14日

各　　位

会　社　名 オンキヨー株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 大脇宗徳
（ＪＡＳＤＡＱ・コード６６２８）
問合せ先
役職・氏名 代表取締役副社長 中野　宏
電話 ０６－６２２６－７３４３

上告審判決に関するお知らせ

当社および連結子会社（以下、「当社グループ」といいます。）と Global Technovations, Inc.（以下、「GTI」といいます。）の訴訟（以下、「本件」といいます。）において、当社グループより提起（平成23年４月28日に開示済）していた上告審（以下、「上告審」といいます。）について判決が出されました。その内容について、当社の顧問弁護士より報告がありましたので、本書面のとおりお知らせいたします。

記

１．上告審を提起した年月日
平成23年４月27日付（日本時間　平成23年４月28日）

２．上告審の判決のあった年月日
平成24年９月13日付（日本時間　平成24年９月14日）

３．本件の経緯
GTI が平成12年８月に当社グループから Onkyo America, Inc.（以下、「OAI」といいます。）の全株式を取得したことに関して、GTI は当該株式取引の無効を主張し、当社グループに対して米国ミシガン州東部地区連邦破産裁判所に訴訟を提起し、当該譲渡対価である13百万USドルの払い戻し等を要求しました。GTI の主張に対し当社グループは、本取引が適切な情報開示と誠実な株式売買交渉に基づいて行われたものであると反論し、その結果、当該破産裁判所は GTI の主張の一部を認め、売却時の OAI の価値を6.9百万USドルと認定したため、差額である6.1百万USドルの支払いを当社グループに命じる判決を出しました。
当社グループは上記判決を不服として、平成22年７月13日（現地時間）に米国ミシガン州東部地区連邦地方裁判所に控訴を提起致しましたが、その判決は第１審判決を支持する内容でした。（平成23年４月４日に開示済）当社グループはさらなる上級審の判断を仰ぐべく、平成23年４月27日付（現地時間）で米国連邦第６区巡回高等裁判所（以下、「高等裁判所」といいます。）に上告を提起していました。

４．判決の内容
高等裁判所は、第１審および第２審判決を支持する判決（以下、「上告審判決」といいます。）を出しました。

５．今後の見通し
当社は、上告審判決につきまして判決内容を精査し、今後の方針について検討中ですが、平成23年３月期に507百万円を訴訟損失引当金として計上しているため、当期業績への影響は軽微なものであると考えております。なお、今後、本件について開示すべき事項が生じた際には速やかにお知らせいたします。

以　上